

令和3年6月18日

利用者 各位

緊急事態宣言解除後の一時利用施設の使用について

平素は当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が6/20（日）を以って解除されますが、まん延防止等重点措置区域に指定される7/11（日）までの間は、感染拡大防止のため、引き続き一時利用施設の使用を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 多目的ホール・会議室等の使用について

令和3年7月11日（日）までの間、集客を伴う各種講習会やセミナーの開催を目的とした使用は、各室の収容人数を定員の50%とさせていただきます。

2. 感染防止対策としてお願いする項目

- (1) 主催者側で来場者への検温や消毒の徹底
- (2) 来場者の整理誘導の実施
- (3) 受付時間の分散等混雑緩和
- (4) 施設共用部分での大声での会話を控える。
- (5) 収容人数の遵守

以上